

令和 6 年能登半島地震におきまして、  
被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会  
理事長 塚原 丘美

日本栄養改善学会は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）の適用措置を受けた激甚災害の被災会員に対し、次の対応を行います。

皆様の生活が 1 日も早く復興されますことを、お祈り申し上げます。

## 激甚災害の指定（第 16 条、第 17 条適用）を受けた災害名

令和 6 年能登半島地震

## 被災会員への対応

### 2024 年度会費の免除

免除を希望する会員は、①会員番号、②氏名、③連絡先住所、④被災状況（例えば「家屋全壊」、「避難所生活」など簡単に）を事務局宛に、ハガキ・ファックス・E-mail のいずれかの方法でご連絡ください。

2024 年度会費を納入している会員についても、申し出があれば免除とし、納入されている会費は次年度の会費といたします。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会事務局

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-18 二葉ビル 904 号

TEL:03-5446-9970 FAX:03-5446-9971 E-mail:kaizen@jsnd.jp